秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

平成28年2月15日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を 改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第42条」を「第43条」に改める。

第18条中「第34条」を「第35条」に、「第22号様式」を「様式第22号」 に改める。

様式第7号中「

個人情報部分開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の開示請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することを決定したので通知します。

F1- C 17-4-4	,											
開示請	求し	こ係	る									
保有個人	、情報	の内	容									
開示	の	日	時		年	月	日	()	時	分	
開示	0	場	所									
開示	0	方	法	□閲覧		ましの交	付					
開示し	ない	・船	分									
保有個 <i>/</i> について 理				秋田県後期 号に該当 (理由)	胡高齢者	首医療 应	、域)	連合	介個人	青報保護条何	列第 :	1 5条第
所	管		課	電話番号	()	-			(内線)	
備			考									

(注)

- 1 開示を受ける際には、本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等) を提示し、又は提出してください。
- 2 代理人による開示請求の場合は、代理人本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、健康保 険被保険者証等)のほか、その資格を証明する書類(本人の戸籍謄本等)を提示し、又は提出して ください。
- 3 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。
- 4 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心掛け、汚損、破損等のないようにしてください。 (教示)
- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内 に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、実施 機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起するこ とができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁 決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起すること ができます。

個人情報部分開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の開示請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することを決定したので通知します。

7-7-	- 1												
			に 係 報の内										
開	示	の	日	時		年	月	日	()	時	分	
開	示	の	場	所									
開	示	0	方	法	□閲覧		写しの	交付					
開	示 し	な	い部	分									
			報の一 示しな		秋田県後期 号に該当 (理由)	期高齒	命者医療原	広域	連合	}個	人情報保護条例	前第 :	1 5 条第
所		管		課	電話番号	()		_		(内線)	
備				考									

(注)

- 1 開示を受ける際には、本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等)を提示し、又は提出してください。
- 2 代理人による開示請求の場合は、代理人本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等)のほか、その資格を証明する書類(本人の戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。
- 4 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心掛け、汚損、破損等のないようにしてください。 (教示)
- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

個人情報不開示決定迪知書	

 第
 号

 年
 月

 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の開示請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

	・請求に係個人情報の内									
開 亓	そしない理	由	秋田県後 号に該当 (理由)	朝高齢	者医療	広域連合個	人情報保護条例	刊第1 5条	第	
所	管	課	電話番号	()	_	(内線)		
備		考								

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

	個人情報不開示決定通知書			
		第		号
		年	月	日
様				
		(実施機関)		印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の開示請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る	
保有個人情報の内容	
開示しない理由	秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第15条第 号に該当 (理由)
所 管 課	電話番号 () 一 (内線)
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」に改める。

様式第11号中「

個人情報開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けでご意見をいただきました に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり開示することを決定したので、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報 に含まれている に関する情報	
開示決定の内容	1 全部開示 2 部分開示
開示決定をした理由	
開示を実施する年月日	年 月 日
所 管 課	電話番号 () 一 (内線)
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内 に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇 月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けでご意見をいただきました に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり開示することを決定したので、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

開 示 請 求 に 係 る保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報 に含まれている に関する情報	
開示決定の内容	1 全部開示 2 部分開示
開示決定をした理由	
開示を実施する年月日	年 月 日
所 管 課	電話番号() 一 (内線)
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」に改める。

様式第14号中「

個人情報部分訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の訂正請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおりその一部を訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る保 有個人情報の内容	
	(訂正年月日) 年 月 日
訂正をする部分の内容	
訂正をしない 部分の内容 および訂正を しない理由	(理由)
所 管 課	電話番号 () 一 (内線)
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内 に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇 月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報部分訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の訂正請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおりその一部を訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る保 有個人情報の内容	
	(訂正年月日) 年 月 日
訂正をする部分の内容	
訂正をしない部分の内容および訂正を	(理由)
所 管 課	電話番号 () 一 (内線)
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実 施機関に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

		1回八	1月 4仅/\\了] 正伏 正	加吉				
							第		号
							年	月	日
							7	/1	Н
	様								
						(実施機	(関)		印
						() 4/12//	412-47		
-		//). (II /II				<i>-</i> 1.	- 12 //-	un
年	月 日	付けで受理し	た保有個	引人情報の	訂止請求に	ついては	、秋日	出県後	期局
齢者医療広	域連合個人	情報保護条例	2 7 条第	第2項の規	定により、	欠のとお	り訂〕	Eをし	ない
ことを決定	したので通	知します。							
	07217 (20	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							
		Ι							
+ -b									
訂正請求									
保有個人情	「報の内容								
訂正をし	ない理由								
-r 60h									
所 管	課								
		電話番号()	_	(内線)			
/共	考								
備	有								

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内 に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇 月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報不訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の訂正請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例27条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

訂 正 請 求 に 係 る 保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
所 管 課	電話番号() — (内線)
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

個人情報部分利用停止等決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の利用停止等請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり一部の利用停止等をすることを決定したので通知します。

利用停止等請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止等をする部 分 の 内 容	(利用停止等年月日) 年 月 日
利用停止等をしない部分の内容および利用停止 等をしない 理由	(理由)
所 管 課	電話番号 () 一 (内線)
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内 に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇 月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報部分利用停止等決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の利用停止等請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり一部の利用停止等をすることを決定したので通知します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の内容	
	(利用停止等年月日) 年 月 日
利用停止等をする部 分 の 内 容	
利用停止等をしない部分の内容および利用停止等をしない理由	(理由)
所 管 課	電話番号 () 一 (内線)
備 考	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

個人情報不利用停止等決定通知書

第 号年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の利用停止等請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第31条第2項の規定により、次のとおり利用停止等をしないことを決定したので通知します。

利用停止等請求に係 る保有個人情報の内容	
利 用 停 止 等 を し な い 理 由	(理由)
所 管 課	電話番号 () 一 (内線)
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報不利用停止等決定通知書

第 号年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の利用停止等請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第31条第2項の規定により、次のとおり利用停止等をしないことを決定したので通知します。

	用停止等請求に R有個人情報の内							
利し	用 停 止 等ない 理	を 由	(理由)					
所	管	課	電話番号()	_	(内線)	
備		考						

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。